

日 時	平成 29 年 9 月 12 日 13 時 30 分～15 時 30 分		
場 所	ニューウェルシティ宮崎	参加人数	20 人
講習会名	電子マニフェスト導入実務研修会		
主催者名	公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター		
レポート作成者	岩本	レポート作成日	平成 29 年 9 月 18 日

9 月 12 日に電子マニフェスト導入実務研修会に参加してきました。

・平成 10 年 12 月に電子マニフェストが制度化されましたが、最近、特定管理産業廃棄物の多量排出事業者が電子マニフェストの使用が義務化されました。

・電子マニフェストと紙マニフェストの比較

○紙マニフェスト…運搬、処分終了の報告にマニフェスト票を照合して確認し、またマニフェストを 5 年間保存しなければならず、報告書を都道府県・政令市に排出事業者が自ら報告しなければならない

○電子マニフェスト…運搬、処分終了の報告は情報処理センターからの通知や一覧表で確認し、マニフェストは保存不要である。また、都道府県・政令市への排出事業者からの報告も不要である。

・電子マニフェストの特徴・メリット

○事務処理の効率化

電子マニフェスト導入による事務負担軽減効果について、平成 24 年 3 月に実施したアンケート調査では業務量の負担が軽減したとの回答が約 9 割以上を占めている。

○法令順守

法定項目の入力漏れがなく、マニフェスト紛失の心配がない。また、照会機能や通知情報で確実に確認し、処理終了確認期限が近づいた場合や確認期限が過ぎた場合に、警告表示し、注意喚起

○データの透明性

排出、収集、処分の三者が常に最新のマニフェスト情報を閲覧・監視し、また、マニフェスト情報は第三者である情報処理センターが保存、管理する。

・排出事業場が複数ある排出事業者の加入例

①排出事業場単位で加入し、それぞれの排出事業場で電子マニフェストを管理

②本社・支店・営業所の単位で加入し本社等が電子マニフェストを管理

③本社等の単位で加入し、それぞれの排出事業場でサブ ID（加入者サブ番号）を使用して電子マニフェストを管理

建設業では②の運用方法がよく用いられ、インターネット環境が整っていない場合に適用されている。

・電子マニフェスト普及の取組

近年、普及しているスマートフォンやタブレット端末により、マニフェスト登録及び各種報告を行う為のスマートフォン・タブレット版を提供している。

・今回の講座を受けて

今回は導入に向けての講習でしたが、電子マニフェストについてわかりやすくまとめられており、大変参考になりました。電子マニフェストを導入している企業は年々増えており、自分も電子マニフェストの入力などを行っているので、これからも使いこなしていきたいと思います。